

## ヤコブ病サポートネットワーク事業運営要領

### 1 目的

この事業は、脳外科手術において移植されたヒト乾燥硬膜を介して発症したとされるクロイツフェルト・ヤコブ病により家族等を亡くした遺族等（ヒト乾燥硬膜によるクロイツフェルト・ヤコブ病患者を介護する家族等であって、サポートネットワーク事業に馴染む者を含む。）に対して必要な生活支援相談事業等を行うことにより、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図ることを目的として実施する。

### 2 実施主体

ヤコブ病サポートネットワーク事業の実施主体は、公益財団法人友愛福祉財団（以下「友愛」という。）とする。事業を実施するにあたり、友愛が適当と認める者に対し事業を委託することができる。

### 3 事業の概要

1の目的を達成するために下記の事業を行う。その内容については別に定める。

- (1) 生活支援相談事業
- (2) 研修事業
- (3) 地方相談会事業

### 4 相談事務所の設置

友愛が、3に定める事業を直接実施する場合、次によることとする。

- (1) 3に定める事業を実施するため、東京及びその他の地区に相談事務所を設置することができる。
- (2) 相談事務所の設置場所は、遺族等の相談にあたってのプライバシー保護を考慮して選定する。
- (3) 事業を円滑に推進するため、相談事務所毎に1名の事務補助員を雇うことができる。

事務補助員には、別に定める謝金、交通費を支給することができる。

### 5 相談員及び専門家相談員

友愛が、3に定める事業を直接実施する場合、次によることとする。

- (1) 相談事務所に若干名の相談員及び専門家相談員を配置する。
- (2) 相談員は、3に定める事業に従事するとともに、その普及に努める。
- (3) 専門家相談員は、相談員からの要請により、3に定める事業に従事する。

### 6 その他

この事業による相談事項等については、プライバシーの保護等に特に留意するものとする。

附則

この運営要領は、平成22年4月21日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この運営要領は、平成23年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この運営要領は、平成25年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この運営要領は、平成26年9月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この運営要領は、平成29年6月2日から施行し、同年4月1日から適用する。